

# 12月6日(金)第13回裁判 みんなで 『証人尋問』を傍聴しましょう！

☆今回の裁判は、午前10時開廷です！



大型バスを用意いたします。

＊バスご利用ご希望の方は、11月30日までに「竹ん子の会」事務局までお知らせください。  
TEL 090-4473-7798

出発時間：12月6日(金) 午前8時30分

集合場所：御船町スポーツセンター駐車場付近

いよいよ証人尋問です！

当日は長時間になりますが、ぜひ一緒に傍聴しましょう！

## 第13回裁判証人尋問傍聴日程

- 8:30 集合・出発
- 9:20 到着・門前集会
- 10:00 証人尋問(101号法廷)  
— 12:30～13:30 休憩 —
- 午後4:50 証人尋問終了  
(＊証人尋問終了後、バスの中で弁護士先生から  
証人尋問について解説していただきます。)
- 5:10 裁判所発
- 6:00 御船着・解散



- ① 町職員A 10:00～
- ② 町職員B 11:00～
- ③ 会社元社長 13:30～
- ④ 山本町長 15:30～
- 予備 山本町長 13:30～

＊時間はあくまでも予定です。

## 12月6日(金)

会社元社長の別役氏が裁判所の呼びかけに応じず  
予定通り来なかった場合は順番が変更になります。

## 1月17日(金)

場合によっては12月6日に山本町長の尋問は終わる  
可能性もあります。

## 平成25年度 ご支援のお願い！

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会では、広く支援者を募っております。

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)

会の口座【〒830-0801 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会】

お問い合わせは、竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会事務局 電話090-4473-7798 まで

竹ん子の会

# ニュースレター

みふね

御船竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

No. 3

特別号

竹ん子の会 会長 吉井博  
電話 090-4473-7798

御船竹バイオマス問題住民訴訟

# 「住民説明会」を 開催します！

どうして  
そんなことを...



入場無料

日時 12月7日(土) 午後7時  
場所 御船カルチャーセンター2階 大会議室

町に約3億円という巨額な被害を生じさせた『御船竹バイオマス問題』。  
責任の所在を明らかにするための裁判ですが、いよいよ12月6日、熊本地方  
裁判所において山本町長や町職員、御船竹資源会社社長の証人尋問が行われ  
ます！この証人尋問において、被告らは何を主張するのでしょうか。

住民説明会では、その中身を住民側の弁護士より詳しく丁寧にご説明いた  
します！

12月6日の証人尋問の内容を報告します。  
住民説明会はどなたでも参加できます。  
皆様ぜひお越しください！

弁護士の先生方と質疑応答の時間も設けます。

…大切にしたいこと…

- ・竹バイオマス問題の真相究明
- ・「竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないために  
はどうすればいいのか」を住民目線で考える

＊「竹ん子の会」のホームページもご覧ください。 <http://takebio.mifune.org>

## 裁判所もあきれた？

## 山本町長の陳述書



## 裁判とは関係のない主張を並べた陳述書

前回の裁判において、事前に被告らから証人尋問へ向けた文書（意見陳述書）が提出されています。

山本町長の陳述書は、13枚の本文と、7枚の添付書類でした。そのうち本文の約半分はマニフェスト自慢や、自らの業績のアピール、バイオマス利活用の重要性、原告・支援者等に対する根拠なき誹謗・中傷など、裁判自体や裁判の争点とは無関係な内容です。本文残り半分についても争点に対して具体性を欠く主張となっており、裁判所に提出する陳述書としての体をなさないものです。

また、添付されていた7枚の書類はすべて、自らのマニフェストやマニフェスト型行政運営の成果などについてまとめたもので一切この裁判とは関係がないものです。

## 裁判所も苦言！

この陳述書に対して裁判所からくぎを刺される一幕もありました。

町長は陳述書において、マニフェスト型選挙や行政のことを述べているけれども今回の裁判には関係ない。尋問ではそれらのことは聞かないでほしい。

尋問については自己資金調達と事業遂行の可能性について聞く必要がある。

証人尋問の日は傍聴者も多いことが予想されるため、これまで同様一番大きな101号法廷で行う。



裁判所



## 被告・証人の陳述書

被告(町)から裁判書に提出された陳述書(証人尋問で主張したいことをまとめたもの)の内容です。



\*あくまでも被告(町側)の主張です。

- ①私は国立大を卒業し、熊本県の研修派遣職員に抜擢され、また、総務課行政係長という筆頭係長、議会事務局長(課長職)に抜擢されるような人物
- ②マニフェスト型選挙で町長となりマニフェストの優秀賞を受賞
- ③竹バイオマス事業は残念ながら事業中止
- ④会社設立や事業の具体化については別役氏(※1)の知識や経験、発想、人脈が活かされた
- ⑤日本政策金融公庫から融資を断られたことは想定しがたいことだった
- ⑥国が認めた補助事業は町に調査の義務はない。町はただ国から受けた補助金を会社に渡すだけでよい
- ⑦町が会社の肩代わりをして国へ約3億円を返還したのは、私が議会を騙したからではなく議会が独自に判断した
- ⑧金融機関からの融資が断られた後、個人・団体からの融資話については妨害行為があったと聞いている (※1)補助金約1,500万円を流用したことで刑事罰を受けた(株)御船竹資源開発の元社長であり、竹バイオマス事業を推進した中心的人物



町職員 A

- ①金融機関からの融資拒絶後、別の投資家等からの確約・融資の話は存在していた
- ②国から補助金が交付されたので、町は調査もせずに合計約3億円の補助金を会社に渡した



町職員 B

- ①先進的な取り組みを実施していた高知県高知市春野町に赴き、具体的説明と心構えについて助言を受けた
- ②会社の調査は国のチェックマニュアルに沿って実施した。担当係長が調査したものを入力しただけ
- ③担当係長は販売予定先に聞き取りにも行っていた
- ④使途不明金約1,500万円の件については聞いていない